

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2017年12月10日23時18分)

全羅南道靈岩郡種アヒル農家H5型AI確認

- 本日深夜から24時間の間大田、光州、世宗、忠南、全羅南道・全羅北道地域一時移動を停止し、一斉消毒の実施 -

出典URL:

[http://www.mafra.go.kr/list.jsp?&newsid=155450062&section\\_id=b\\_sec\\_1&pageNo=1&year=2017&listcnt=10&board\\_kind=C&board\\_skin\\_id=C3&depth=1&division=B&group\\_id=3&menu\\_id=1125&reference=2&parent\\_code=3&popup\\_yn=N&tab\\_yn=N](http://www.mafra.go.kr/list.jsp?&newsid=155450062&section_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2017&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=2&parent_code=3&popup_yn=N&tab_yn=N)

(機械翻訳等に基づく仮訳)

農林畜産食品部(長官:キムヨンロク)は全羅南道靈岩の種アヒル農場でH5型AIが(12.10、22時頃)確認され、大田、光州、世宗、忠南、全北と全南地域の鶏肉、関連者、車両、物品等を対象に、12.11(月)0時から12.11(月)24時までの24時間の間、一時移動停止(Standstill)を発令。

一時移動停止の対象は、国の動物防疫統合システム(KAHIS)に登録された約40,000箇所\*である。

\*農場(22,000箇所)、家きん類と畜場(42)、飼料工場(94)、畜産関連車両(18,000台)など40,000箇所

移動停止期間中、中央合同調査班を構成(16班、32人)し、農家と畜産関連施設において適正に履行されているかを確認して、違反摘発の際、関連法令に基づいて過料賦課など強力措置する計画。

\*一時移動停止命令に違反した場合には、「家畜伝染病予防法」第57条の規定により、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金を受ける

家畜防疫審議会に先立って行われた関係省庁との緊急対策会議(12.10、午後6時30分)で、キムヨンロク長官は、今回の申告が前回の高病原性アヒルとは異なり、種アヒル農場である点、事前検出ではなく、農家の臨床観察による申告された点などを考慮して、より強化された遮断防疫措置を直ちに推進することを指示。

\*全羅南道靈岩の種アヒル(12,000羽)を飼育する農家にて産卵低下したため、AI疑い申告(12.10午前9時頃)

キムヨンロク長官は、今までに高病原性を確認する前に移動停止命令を施行したことはなかったが、発生状況の深刻さを考慮し、高病原性が確認\*されても、すぐに移動停止命令を実施する案を家畜防疫審議会ですぐに議論することを指示。

\*高病原性かどうかの確認は、12.11日の夜に予定

また、アヒル殺処分範囲を管理地域(発生地の半径500m)ではない保護地域(半径3km)に拡大する案を迅速検討することも指示。

農食品部は一時移動停止命令の円滑な実施のため、対象農家と畜産関係者にテキストメッセージを送付し、公告を掲載する一方で、生産者団体や農協などの独自の連絡網を介して発令内容を事前に共有。

今回施行される一時移動停止命令の遂行が推進されるようにするため、一時移動停止期間中に、畜産農家、系列事業者と自治体など防疫主体で農場、畜産施設や車両等の一斉消毒を実施してAI遮断防疫活動に万全を期すよう要請。